

## 平成26年度に係る随時監査(工事)の結果に対する措置状況

### 第1 監査の結果の報告

平成26年度に係る随時監査(工事)の結果については、平成27年2月6日に議会、知事及び関係のある委員会に報告(平成27年2月6日付け北海道公報第2655号で公表)した。

### 第2 監査の結果に基づき講じた措置

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
1 合規性の観点から是正又は改善を求めたもの	
(1) 積算	
<p>《指摘事項》</p> <p>治山工事において、谷止工の岩盤掘削の積算に当たり、機械掘削が可能な場所にもかかわらず、誤って人力岩盤掘削の歩掛りを適用したため、設計金額が280万8,000円過大となっており、契約金額が164万1,600円割高となっていた。 (上川総合振興局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、現地条件に応じた的確な積算となるよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p> <p>なお、積算の誤りについては、設計変更により是正しました。</p>
<p>《指摘事項》</p> <p>産卵礁設置工事において、産卵礁ブロックを製作ヤードから漁港の積出しヤードに運搬する経費の積算に当たり、産卵礁ブロックの幅が2.99mの場合は、法令に基づき25トン積セミトレーラに単品で積載することとされているが、25トン積セミトレーラに2個の産卵礁ブロックを積み込み運搬することとして積算しており、実際の施工においてもこれにより運搬していた。 (渡島総合振興局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、水産林務部において、魚礁等ブロックを25トン積トレーラで運搬する場合の積込個数について、適正な個数となるよう積算基準に関する資料を改正するとともに、施工業者に対して説明会を実施し、積算の改正内容と関係法令を遵守した適切な施工となるよう施工管理上の留意事項について周知徹底を図りました。</p> <p>また、工事の施工に当たっては、関係法令等を十分確認するよう関係職員を指導し、適切な施工に努めます。</p>
<p>《指導事項》</p> <p>魚礁設置工事において、魚礁ブロックを製作ヤードから積出しヤードに運搬する経費の積算に当たり、魚礁ブロックの幅が3mの場合は、25トン積セミトレーラに単品で積載することとされているが、25トン積セミトレーラに2個の魚礁ブロックを積み込み運搬することとして積算したため、設計金額が過少となっているものがあつた。 (石狩振興局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、水産林務部において、魚礁等ブロックを25トン積トレーラで運搬する場合の積込個数について、適正な個数となるよう積算基準に関する資料を改正するとともに、施工業者に対して説明会を実施し、積算の改正内容と関係法令を遵守した適切な施工となるよう施工管理上の留意事項について周知徹底を図りました。</p> <p>なお、積算の誤りについては、設計変更により是正しました。</p>

<p>《指導事項》</p> <p>草地整備工事において、排水管渠工の土工の積算に当たり、埋戻土の全量を施工幅が1 m以上4 m未満の場合に適用する歩掛りで積算していたが、一部の施工幅は4 m以上となっていることから、埋戻土の一部土量は、4 m以上の場合に適用する歩掛りで積算すべきであり、設計金額が過大となっているものがあつた。</p> <p>(十勝総合振興局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、歩掛りの適用及び施工条件に十分留意するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p> <p>なお、積算の誤りについては、設計変更により是正しました。</p>
<p>《指導事項》</p> <p>道路維持工事において、舗装工の積算に当たり、歩道の舗装幅は1.4m以上であり、一部機械施工が可能であることから、機械施工と人力施工の歩掛りを併用して適用しなければならないが、誤ってすべて人力施工の歩掛りで積算したため、設計金額が過大となっており、契約金額が4万3,200円割高となっていた。</p> <p>(留萌振興局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、現場状況及び積算内容を十分確認するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>《指導事項》</p> <p>用水路工事において、盛土工の積算に当たり、施工幅員が2.5m以上の場合は機械施工歩掛りで積算しなければならないが、これを誤って人力施工歩掛りで積算したため、設計金額が過大となっているものがあつた。</p> <p>(空知総合振興局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、施工条件及び歩掛りの適用に十分留意するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p> <p>なお、積算の誤りについては、設計変更により是正しました。</p>
<p>《指導事項》</p> <p>道路改良工事において、路体等の土工の積算に当たり、全ての盛土を施工幅員が2.5m以上4.0m未満の場合に適用する歩掛りで積算していたが、一部の施工幅員は2.5m未満であり、1.0m以上2.5m未満の場合に適用する歩掛りで積算すべきであることから、設計金額が過少となっているものがあつた。</p> <p>(空知総合振興局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、施工条件及び歩掛りの適用に十分留意するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p> <p>なお、積算の誤りについては、設計変更により是正しました。</p>
<p>《指導事項》</p> <p>橋梁補修工事において、塗替塗装工で使用する防護工の積算に当たり、塗装面をブラスト工法により素地調整を行う場合には、板張防護工を計上することとなっているが、誤って板張防護工に加えて必要のないシート張防護工を計上したため、設計金額が過大となっていた。</p> <p>また、塗替塗装工に使用する桁下吊足場の積算に当たり、桁高が1.5m以上の場合には中段足場を計上することとなっているが、これを計上しておらず、更に共通仮設費の積算に当たり、</p>	<p>工事の積算に当たっては、関係通知、歩掛りの適用及び施工条件に十分留意した積算となるよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>

<p>塗替塗装工に伴うPCB等の有害物質発生の恐れがある場合には、有害物質含有量調査費を計上しなければならないが、調査費の一部しか計上しておらず、設計金額が過少となっていた。 (胆振総合振興局)</p>	
<p>《指導事項》 校舎棟外壁改修工事において、窓下のサッシ用水切を積算するに当たり、設計単価を見積りにより策定する場合は、見積り最低価格に査定率を乗じて単価を策定しなければならないが、査定率の決定に必要な実勢資料及び類似品の見積り価格について調査を行わず、単価の策定を行っているものがあつた。 (上川教育局)</p>	<p>工事の積算に係る見積り単価の策定に当たっては、関係要領等に基づき行うよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>《指導事項》 道路改良工事において、法面整形の積算に当たり、誤って次年度以降の工事数量を加えて積算していたため、設計金額が過大となっていた。 また、交通誘導員の積算に当たり、トラフの設置及びすき取り作業に必要な交通誘導員の人工数を計上していなかったため、設計金額が過少となっていた。 (後志総合振興局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、施工内容を十分確認するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。 なお、積算の誤りについては、設計変更により是正しました。</p>
<p>《指導事項》 漁港水産流通基盤整備工事において、建築工事の諸経費の積算に当たり、労務費の比率が著しく少ない工事が含まれる場合は、この工事に対応する経費を低減することとされているが、誤って対象とすべきでない工事まで低減して算出したため、設計金額が過少となっているものがあつた。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、諸経費の適用条件を十分確認の上、的確な積算となるよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>《指導事項》 道路改良工事において、掘削土砂の工区外搬出経費を積算するに当たり、掘削機械で直接積みできない場合は、現場内小運搬等の経費を計上しなければならないが、誤ってこれを計上しなかったため、設計金額が過少となっていた。 また、既設軽量法枠の撤去経費を積算するに当たり、見積りにより策定した歩掛りを適用する際に、機械運転員の人工数を誤って計上したため、設計金額が過大となっていた。 (渡島総合振興局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、現地条件及び歩掛りの適用に十分留意するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。 なお、積算の誤りについては、設計変更により是正しました。</p>
<p>《検討事項》 魚礁等設置工事において、魚礁ブロック等を製作ヤードから漁港の積出しヤードに運搬する</p>	<p>魚礁等設置工事における魚礁ブロック等を製作ヤードから漁港の積出しヤードに運搬す</p>

<p>経費の積算に当たり、魚礁ブロック等の幅が2.5mを超える場合は、道路運送車両法に基づき保安基準が緩和されたセミトレーラに単品で積載しなければならないが、2個積みで運搬することとして積算しており、実際の施工においてもこれにより運搬していた。</p> <p>水産林務部で定めた取扱いでは、25トン積セミトレーラに2個積みで運搬することとなっていることから、適切な積算の基準となるよう検討する必要がある。 (水産林務部)</p>	<p>る経費の積算に当たっては、積込個数を適正な個数となるよう積算基準に関する資料を改正し、関係する各総合振興局及び振興局産業振興部水産課長あて通知しました。</p> <p>また、施工業者に対しても研修会を通じて周知を図りました。</p>
<p>(2) 施工</p>	
<p>《指導事項》</p> <p>河川改修工事において、連節ブロック護岸の施工に当たり、連節ブロックと護岸天端の巻止ブロックとの空隙に場所打ちコンクリートが連続する場合は必ず目地を設けることとされているが、これを行わず施工しているものがあつた。 (上川総合振興局)</p>	<p>工事の施工に当たっては、土木工事共通仕様書及び旭川建設管理部内部通達に基づいた施工となるよう関係職員を指導し、適切な施工に努めます。</p> <p>なお、当該箇所については、工期内に目地を設けて施工しました。</p>
<p>(3) 事務処理</p>	
<p>《指導事項》</p> <p>砂防工事において、えん堤基礎掘削の施工に際し、降雨による湧水などで、新たに水替費用が必要となる場合は、設計変更の手続きを行わなければならないが、これを行っていないものがあつた。 (後志総合振興局)</p>	<p>工事の設計変更にあたっては、現場状況を的確に把握した上で、必要な時期に設計変更処理を行うよう関係職員を指導し、適切な事務処理に努めます。</p> <p>なお、当該工事については、設計変更により是正しました。</p>
<p>《指導事項》</p> <p>道路改良工事において、土砂の採取やすき取り土の一時保管などに使用する場所を変更する場合は、設計変更の手続きを行わなければならないが、これを行っていないものがあつた。 (後志総合振興局)</p>	<p>工事の設計変更にあたっては、必要な時期に設計変更処理を行うよう関係職員を指導し、適切な事務処理に努めます。</p> <p>なお、当該工事については、設計変更により是正しました。</p>
<p>《指導事項》</p> <p>道路改良工事において、切土法面工の施工に当たり、急な斜面を昇降する仮設昇降階段の設置箇所を変更する場合は、工事着手の前に設計変更の手続きを行わなければならないが、これを行っていないものがあつた。 (渡島総合振興局)</p>	<p>工事の設計変更にあたっては、必要な時期に設計変更処理を行うよう関係職員を指導し、適切な事務処理に努めます。</p> <p>なお、当該工事については、設計変更により是正しました。</p>
<p>《指導事項》</p> <p>砂防えん堤コンクリート工事において、施工箇所の変更など工事内容を変更し、事業費が増</p>	<p>工事の設計変更にあたっては、必要な時期に設計変更処理を行うよう関係職員を指導</p>

<p>額となる場合には、工事監督員は、支出負担行為担当者に上申書を提出して設計変更の手続きを行わなければならないが、これを行わずに工事を施工しているものがあつた。 (胆振総合振興局)</p>	<p>し、適切な事務処理に努めます。 なお、当該工事については、設計変更により是正しました。</p>
<p>《指導事項》 道路改良工事において、道路の盛土などの施工に当たり、町が土砂置場に使用している私有地に堆積された土砂を採取する場合や当該私有地にすき取り土の一時保管などを行う場合は、あらかじめ町及び地権者と土地借用等に関する書面を取り交わす必要があるが、これを行っていないものがあつた。 (後志総合振興局)</p>	<p>工事で私有地を使用する場合に当たっては、関係法令等を遵守し、あらかじめ町及び地権者と土地借用等に関する書面を取り交わすよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 道路改良工事において、町有地を流用土及びすき取り土の一時保管場所として施工者に使用させるに当たっては、あらかじめ町と書面を取り交わし、その使用条件等を特記仕様書に明示する必要があるが、これらを行っていないものがあつた。 (上川総合振興局)</p>	<p>工事で町有地を使用する場合に当たっては、関係法令等を遵守し、あらかじめ町と書面を取り交わし、その使用条件等を特記仕様書に明示するよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 治山工事において、水路工や法枠工などを施工するに当たり、隣接する私有地を工事用仮設道路や建設副産物の集積ヤード等として施工者に使用させる場合には、あらかじめ地権者と土地借用に関する書面を取り交わし、その使用条件等を特記仕様書に明示する必要があるが、これらを行っていないものがあつた。 (胆振総合振興局)</p>	<p>工事で私有地を使用する場合に当たっては、関係法令等を遵守し、あらかじめ地権者と土地借用に関する書面を取り交わし、その使用条件等を特記仕様書に明示するよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 林道工事において、植生工の施工に当たり、地質、土質、施工時期等の工法選定の仮定条件を特記仕様書に明示し、請負人と施工時期等に関する協議を行わなければならないが、これらを行っていないものがあつた。 (檜山振興局)</p>	<p>工事の設計図書作成に当たっては、森林土木工事共通仕様書及び関係する要領等に基づき、施工条件の明示を行うよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。 また、工事における協議については、水産林務部請負工事監督要領等に基づき、施工計画などの打合せを行うよう関係職員を指導し、適切な工程管理に努めます。</p>
<p>2 経済性、効率性及び有効性の視点から是正又は改善を求めたもの</p>	
<p>(1) 計画</p>	
<p>《指導事項》</p>	

<p>治山工事において、切土法面における植生工の設計に当たり、傾斜が35°以下の法面の施工が冬期となるため、植生マットを選定していたが、当該事業は翌年度以降も実施されることから、翌年度の適期に生芝で施工するなど、より経済的な設計が可能であり、植生工の検討が不十分なものがあつた。 (日高振興局)</p>	<p>工事の実施計画策定に当たっては、法面の安全性を確保するための検討に加え、発注時期、工期の設定、継続事業の有無等から経済的な方法についても検討するよう関係職員を指導し、適切な施工に努めます。</p>
<p>(2) 積算</p>	
<p>《指導事項》 農地整備工事において、用水路の施工に使用する仮設道路工の積算に当たり、既存の耕作道を拡張する部分の盛土について、購入土を使用することとしていたが、当該工事で発生した石を使用することで、より経済的な積算が可能であるため、設計金額が過大となっていた。 また、盛土敷均し工の積算に当たり、施工幅員が2.5m以上4m未満の場合は、3トン級ブルドーザの歩掛りを使用することとなっているが、誤って人力施工歩掛りを使用したため、設計金額が過大となっていた。 (上川総合振興局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、経済性と積算基準の適用に十分留意した積算となるよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>(3) その他</p>	
<p>《指導事項》 農道改良工事において、凍上抑制層の設計に当たり、現場から40km以内に再資源化施設がある場合は、建設副産物適正処理マニュアルに基づき、再資源化施設による供給の可否にかかわらず、路盤材料等にコンクリート再生骨材を使用することとされているが、天然骨材を使用しているものがあつた。 (根室振興局)</p>	<p>工事の設計に当たっては、建設副産物適正処理マニュアルに基づいた設計となるよう関係職員を指導し、適切な設計に努めます。</p>
<p>《指導事項》 道路改良工事において、建設発生土については、建設副産物適正処理マニュアルに基づき、建設管理部内での利用を積極的に行い、建設管理部内で調整できないものは、国等の機関で構成する地域建設副産物対策連絡協議会での利用の調整を図ることとされているが、これを行わずに処分場に残土処理することとしており、建設発生土の処理が適切でないものがあつた。 (渡島総合振興局、上川総合振興局)</p>	<p>工事の実施に伴い発生する建設発生土の取扱いに当たっては、建設副産物適正処理マニュアルに基づき適正に処理するよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。</p>